

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成29年 2月15日

仙北市長 門 脇 光 浩



記

1. 協議を設けた区域の範囲

仙北市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年 2月15日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)の状況

○中心経営体数

法人	1 8 経営体
個人	2 2 7 経営体
集落営農	1 1 経営体

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではないため、育成が必要である。

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

担い手、新規参入者への農地集積を積極的に行い、農地の遊休化防止、遊休農地の解消を目指す。

分散する農地の集約化を促進し、農作業の高能率化、コスト削減を目指す。

(2) 今後の地域農業のあり方

新規就農者を含めた「担い手」の確保を最重要課題としながら、生産品目の明確化、複合化、6次産業化及び高付加価値化を推進し、地域の中心経営体及び小規模であっても強い意欲を持つ農家の収益を確保し、安定的な経営体とすることを目標とする。

6. 農地中間管理事業の活用方針

後継者のいない高齢農家、遊休化の可能性がある農地の所有者等へ農地中間管理事業の活用を促し、農地の流動化を図る。